新

(事務の委任)

法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び公衆浴 場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例(昭和48年神奈川 県条例第4号。以下「条例」という。) に基づく次に掲げる事務は、保健福 祉事務所長に委任する。

 $(1)\sim(6)$ (略)

(7) 条例別表第1の1の項(21)ただし書の規定により利用形態等から風紀 上支障がない場合の男女の混浴を認めること。

(営業許可の申請)

業許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、保健福祉事務所長 に提出しなければならない。ただし、営業者が当該浴場業を譲渡したときは、 当該浴場業を譲り受けた者は、第1号及び第2号に掲げる書類のうち、変更 がないものの添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が水道水以外の水である場合 は、原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水が第7条第1項に規定する水 質基準に適合していることを証する書類の写し

(浴槽水等の水質基準)

第7条 条例別表第1の1の項(1)に規定する水道水以外の水を使用した原 湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる 事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査における同 表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合で あつて、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難 く、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと保健福祉事務所長が認めると きは、当該より難い基準を適用しないことができる。

1 • 2 (略)

(事務の委任)

第1条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)、公衆浴場第1条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)、公衆浴場 法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び公衆浴 場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例(昭和48年神奈川 県条例第4号。以下「条例」という。) に基づく次に掲げる事務は、保健福 祉事務所長に委任する。

旧

 $(1)\sim(6)$ (略)

(7) 条例別表第1の1の項(19)ただし書の規定により利用形態から風紀上 支障がない場合の男女の混浴を認めること。

(営業許可の申請)

第3条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、公衆浴場営 第3条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、公衆浴場営 業許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、保健福祉事務所長 に提出しなければならない。ただし、営業者が当該浴場業を譲渡したときは、 当該浴場業を譲り受けた者は、第1号及び第2号に掲げる書類のうち、変更 がないものの添付を省略することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水道水以外の水である場合は、 原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水質基準に適合していることを証す る書類の写し

(浴槽水等の水質基準)

第7条 条例別表第1の1の項(1)に規定する水道水以外の水を使用した原 湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項 につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の 中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつ て、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難く、 かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと知事が認めるときは、当該より難 い基準を適用しないことができる。

1 • 2 (略)

新			П					
3 水素イオン濃度 値が5.8以上8.6以下で	ガラス雷極法		3 水素イオン濃度	., .	ガラス電極法又は比色法			
指数あること。			<u> </u>	こと。				
4 有機物(全有機炭有機物(全有機炭素の	有機物 (全有機炭素の量)		4 有機物等(過マ)	/ 1リットル中10ミリグ	滴定法			
素の量)。ただし、量)の場合は1リット				ラム以下であること。				
塩素化イソシアヌ ル中3ミリグラム以下	定法、過マンガン酸カリ		<u></u> 費量)					
ル酸等を用いて消 、過マンガン酸カリウ	ウム消費量の場合は滴定							
毒しており、有機物ム消費量の場合は1リ	法							
(全有機炭素の量)ットル中10ミリグラム								
の測定結果を適用 以下であること。								
<u>することが不適切</u>								
な場合は、過マンガ								
<u>ン酸カリウム消費</u>								
量			1 11		411.			
5 <u>大腸菌</u> <u>検出されないこと。</u>	特定酵素基質培地法		5 大腸菌群		乳糖ブイヨン一ブリリア			
				出されないこと。	ントグリーン乳糖胆汁ブ			
					イヨン培地法又は特定酵			
0 (mtr)			O (m/r)		素基質培地法			
6 (略)	L. O. L. FF. # W. W. O. + O.		6 (略)	の否(ま)に担立して必然				
2 条例別表第1の1の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄 2			2 条例別表第1の1の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄 に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査に					
に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に		-				-		
おける同表の中欄に定める基準とする。ただ					し、温泉水又は井戸水を傾			
る場合であつて、同表の1の項又は2の項に 佐生した実が生じておるわがないよりは20項に					定める基準により難く、カカストをは、光熱トル難し			
衛生上危害が生じるおそれがないと保健福祉事務所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。			衛生上危害が生じるおそれがないと <mark>知事</mark> が認めるときは、当該より難い基準 を適用しないことができる。					
1 (略)]	1 (略)					
2 有機物(全有機炭 有機物(全有機炭素の	右機物(全右機農裏の豊)		(F)	ン 1 リットル中25ミリグ	海 完 注			
素の量)。ただし、量)の場合は1リット				ラム以下であること。	<u>偷足仏</u>			
塩素化イソシアヌル中8ミリグラム以下			費量)	JAMI (WOLL)				
	ウム消費量の場合は滴定		八里/					
	法							
(全有機炭素の量)ットル中25ミリグラム	<u> </u>							
の測定結果を適用以下であること。								
することが不適切								

新	旧				
<u>な場合は、過マンガ</u> <u>ン酸カリウム消費</u> <u>量</u>					
3・4 (略)		3・4 (略)]